

人格権法の救済構造

——価値の填補から状態の保護へ

山 田 希*

目 次

- I. 序 論
- II. 状態毀損の法的清算と金銭的救済
- III. 状態の回復と非金銭的救済
- IV. 情報環境と状態の再形成
- V. 結 語

I. 序 論

1. 問題の所在

人格権法は、生命、身体、名誉、プライバシー、氏名、肖像など、人格にかかわるさまざまな利益（人格的利益¹⁾）を保護の対象とするが²⁾、これら

* やまだ・のぞみ 立命館大学法学部教授

1) 学説上、権利として確立したもの（生命・身体・名誉・氏名など）を「人格権」、権利としての確立が十分でないもの（プライバシー・平穩生活利益など）を「人格的利益」と区別することもあるが、本稿は救済構造の解明を主題とするものであり、この区別は本稿の分析にとって本質的ではない。そこで本稿では、これらを広く「人格的利益」と総称し、これを保護する法領域を「人格権法」と呼ぶ。

2) 加藤雅信「『人格権』論の意義とは何か」同『現代民法学の展開』（有斐閣、1993年）134頁は、人格権概念を「身体・健康・自由、氏名、肖像・名誉・プライバシー等々の人格的属性が第三者により侵害された場合に、それを保護すべく、損害賠償、謝罪広告を含む原状回復、差止め等が認められる権利」と定義する。この定義には生命が含まれないが、本稿は、生命を「主体が存在しているという状態」そのものとして捉え、主体／客体という二分法を超えた人の存在様式として人格的利益に位置づける。

の利益は、その性質も侵害態様も多岐にわたり、統一的な原理のもとに把握するのは容易ではない。判例は、個別の事案の積み重ねにより保護範囲を徐々に画定してきたが、その全体を貫く原理の解明には至っていない。実際、学説においては、「人格権概念は、保護法益性が承認された人格的利益を総称する集合概念にとどまり、そこから個別の利益の法的保護が導き出されるような性質のものではない」³⁾との見解も有力である。この見解によれば、人格権は個々の人格的利益の寄せ集めにすぎず、法的な実体としての統一的原理は存在しないことになる。しかし、判例の集積を別の角度から捉え直す余地は、なお残されているのではあるまいか。本稿は、このような問題認識のもと、人格的利益をめぐる判例の展開を救済構造の観点から分析することにより、人格権法を貫く原理として「状態の保護」⁴⁾を基軸に据えた救済体系の再構成を試み、財産権法との対比において人格権法の独自性を明らかにすることを目的とする⁵⁾。

2. 本稿の分析視角

近代市民法は、損害を金銭的価値に換算し、その填補によって救済を図るという構造を基本としてきた⁶⁾。そこでは、あらゆる利益が金銭的に評価

3) 窪田充見編『新注釈民法(15) 債権(8)』(有斐閣、2017年)320頁[橋本佳幸]。窪田充見『不法行為法〔第2版〕』(有斐閣、2018年)137-140頁も同旨。両者とも、差止請求を基礎づける場面では人格権概念に一定の実践的意義(法技術的意味)を認めている。

4) 本稿でいう「状態の保護」とは、後述するように、金銭的救済(状態毀損の法的清算)と非金銭的救済(状態の回復・状態の再形成)を包摂する救済原理を指す。

5) 人格権に関する包括的研究として、五十嵐清『人格権法概説』(有斐閣、2003年)、斉藤博『人格価値の保護と民法』(一粒社、1986年)、木村和成「わが国における人格権概念の特質——その再定位の試み(一)(二・完)」撰南法学34号(2005年)85-128頁、同35号(2006年)69-113頁、米村滋人「人格権の権利構造と『一身専属性』(一)～(五・完)」法学協会雑誌133巻9号1-40頁、同12号(以上、2016年)98-129頁、同134巻1号80-106頁、同2号141-165頁、同3号(以上、2017年)67-133頁などがある。これらは主として人格権の概念・権利構造を論じるものであり、本稿が考察の対象とする救済構造とは分析の視角を異にする。

6) 斉藤・前掲注(5)1頁、29-30頁は、近代市民法が財産権保護を優先させ人格価値の保護に消極的であった歴史的経緯を詳細に検討し、とりわけ違法性論への転換が人格権概念

され、等価物との交換によって回復できることを前提とする。しかし、その前提は、人格的利益の侵害においても妥当するののか。人格的利益は、金銭との交換が可能な「価値」として把握されるべきか、それとも代替不可能な主体の存在様式そのものである「状態」として把握されるべきか。

本稿が人格権法における救済体系を「状態」を基軸に再構成するのは、人格的利益の本質が、主体の「いかにあるか」という存在様式そのものに求められるからである。この「あり方」は、常に「関係的」なものとして構成される。生命・身体が他者とともに世界の中に存在し、名誉やプライバシーが他者との関係や境界において成り立つように、主体の「あり方」とは他者との連関においてのみ捉え得るものである。

重要なのは、この「状態」が毀損されるとき、その毀損は侵害行為の瞬間に一回的な事象として終結するのではなく、時間的に持続するという点である。低下した社会評価や公開された情報は、主体の存在様式を規定し続ける。そして、このような状態の変化は、被害者の内面的な感情の変容にとどまらず、他者との関係性において構築される間主観的な事象として現れるのである。「状態」という概念は、このような人格的利益の特質——主体の存在様式へのかかわり、時間的持続性、間主観性、「回復」という救済との親和性——を捉えるための視角を提供するものである（状態概念の理論的基礎については、後掲注43参照）。

以上のように、本稿は救済構造の解明を課題とするが、権利構造の次元においては、重要な先行研究が存在する。その代表的なものとして、木村和成による人格権概念の形成史的検討⁷⁾と米村滋人による人格権の「一身

の否定を通じて人格価値保護の枠組みを後退させたことを指摘する。

7) 木村・前掲注(5)(一)86頁、(二・完)111-113頁。同「近時の裁判例にみる『人格権』概念の諸相」立命館法学363=364合併号(2015年)136頁以下も参照。なお、日仏韓の比較法的視点から人格権概念を検討したものとして、高鉄雄『人格権概念に関する一考察——日仏韓の比較法的研究から』博士学位論文(東京大学、2015年)がある。日本の人格権論が不法行為法の枠組みに閉じ込められてきた経緯を分析し、「人の法」への再定位を提唱する点で、木村論文と問題意識を共有する。

専属性」に関する権利構造論的検討⁸⁾が挙げられる。木村は、わが国における人格権概念の形成過程を分析し、人格権の理念的意義(人間の尊厳・人格価値の保護)が不法行為法の技術論の中に埋没してきたことを指摘して、人格権を「人の法」のもとに再定位することを提唱した。一方、米村は、人格権の「一身専属性」をドイツ法学説史に即して精緻に分析し、その根拠を「権利者の人格的生存に対する危険性の定型性」に見出した。これらの先行研究が扱う権利構造の問題は、本稿が扱う救済構造の問題と表裏の関係にある⁹⁾。

では、本稿が対象とする「救済の構造」において、財産的利益と人格的利益はいかなる差異を有するのか。次のように考えられる。まず、財産的利益の侵害においては、金銭が失われた価値の等価物として機能するため、その填補によって均衡が回復し、救済が完結する。物権的請求権による物の返還や妨害排除も認められるが、これらは交換可能な財の帰属・支配関係の回復を目的とするものであり、その意味で、価値の等価的回復を中核とする救済構造に属する。これに対し、人格的利益の侵害においては、この「等価填補」という観念自体が成り立たない。生命や名誉を害された場合には、いかに多額の金銭をもってしても「侵害前の状態」を回復することはできない。人格的利益は主体の同一性を構成するものであり、交換可能な対象とは性質を異にするからである。

この差異は、救済体系の構造に反映される。財産権法においては、救済の目的は交換可能な財の帰属・支配の回復にあり、物権的請求権も金銭賠償¹⁰⁾もこの目的に奉仕する。これに対し、人格権法においては、侵害の除

8) 米村・前掲注(5)(五・完)128-132頁。

9) 「救済原理としての人格権」という視点につき、藤岡康宏「人格権」広中俊雄=星野英一編『民法典の百年Ⅲ』(有斐閣、1998年)206頁参照。権利の帰属(一次規範)と救済(二次規範)を区別する体系論として、吉田克己『物権法Ⅲ』(信山社、2023年)1542-1543頁も参照。

10) なお、ドイツ法においては財産的損害についても原状回復が原則とされるが(BGB249条1項)、実務上、金銭賠償が中心的な救済となっており、この点は日本法と大きく異なら

去・予防が中核的な救済として要請され、金銭賠償はあくまで回復不可能な状態毀損を法的に清算するものとして補完的に機能する。本稿は、このような「状態の保護」という観点が、判例の展開においていかに具体化し、救済体系の形成に反映されてきたかを考察する。

その前にまず、本稿が提示する「状態の保護」の基本構造を明らかにしておきたい。同概念は、金銭的救済（金銭賠償）と非金銭的救済の双方を包摂する。非金銭的救済には「状態の回復」と「状態の再形成」の2類型がある。前者は、差止め・謝罪広告等により侵害を排除し、または侵害前の状態への復帰を図ることをいい、後者は、情報環境において情報の残存・拡散により状態の毀損が継続的に再生産される場合に、毀損された関係的状态を新たな状態へと形成し直すことをいう。これに対し、金銭的救済は、回復不可能な状態の毀損を法的に清算されたものとして扱う機能を有する。毀損された状態そのものは回復しないが、法秩序がその毀損を評価し、これに金銭という形で応答することにより、侵害は法的には清算される。本稿では、この金銭的救済の機能を「状態毀損の法的清算」と呼ぶ。生命侵害のように非金銭的救済による回復が不可能な場合には「状態毀損の法的清算」のみが救済となり、また名誉・プライバシー侵害のように状態の回

【概念図】「状態の保護」の構造

状態の保護

- 状態毀損の法的清算——金銭的救済
(回復不可能な状態毀損の法的処理)
- 状態の回復・再形成——非金銭的救済
 - 状態の回復（差止め・謝罪広告等）
 - 状態の再形成（検索結果削除・SNS投稿削除等）

※回復不可能な場合（生命侵害等）→「状態毀損の法的清算」のみ

※回復可能な場合→非金銭的救済と「状態毀損の法的清算」が併用される

ない（MüKoBGB / Oetker, 10. Aufl. 2025, §249 Rn. 324参照）。

復・再形成が可能な場合であっても、侵害により既に生じた無形損害については「状態毀損の法的清算」による救済が併せて認められる。

3. 本稿の構成

本稿の構成は、次のとおりである。まずⅡでは、人格的利益の侵害によって生じる損害（人格的損害）に対する「状態毀損の法的清算」としての金銭的救済の機能について考察し、次いでⅢでは、差止め・謝罪広告等による「状態の回復」について検討を加える。さらにⅣでは、情報環境における削除請求を中心に「状態の再形成」について分析する。最終章となるⅤでは、これらの検討を総括し、人格権法の救済構造を「状態の保護」という観点から再構成したうえで、財産権法との対比におけるその独自性を明らかにしたい。

Ⅱ. 状態毀損の法的清算と金銭的救済

1. 差額説の限界

損害賠償制度の目的について、判例は一貫して統一的な理解を示してきた。たとえば、最大判平成5年3月24日（民集47巻4号3039頁）は、「被害者に生じた現実の損害を金銭的に評価し、加害者にこれを賠償させることにより、被害者が被った不利益を補てんして、不法行為がなかったときの状態に回復させることを目的とする」と判示する。ここで示された「状態の回復」という目的は、財産的損害と人格的損害の双方に妥当する。しかし、本稿の立場からすれば、その実現の様子は両者で質的に異なると解される。本章では、この構造的差異を、損害概念と金銭的救済の機能という観点から検討する。

損害概念については、差額説と損害事実説の対立が知られている。差額説は、損害を「或人カ損害ヲ受ケタル状態ニ於ケル財産ノ額ト損害ノ原因

タル事実カ發生セサリシナラハ存スヘカリシ財産ノ額トノ差額¹¹⁾として把握する。この理解は、財産的損害については適格的であり、財産権法の領域では今日でもこれが基本的に妥当する。物が滅失・毀損した場合、その交換価値の減少分を金銭で填補すれば、被害者の財産状態は回復する。金銭は失われた価値の等価物として機能し、填補によって救済が完結する。

しかし、人格的利益の侵害においては、この差額説は大きな限界に直面する¹²⁾。差額説はそもそもドイツにおいて財産的損害の概念として形成されてきたものであり¹³⁾、これを人格的損害にそのまま適用することには無理がある。生命・身体侵害による損害賠償、とりわけ逸失利益の算定において、差額説は被害者の「得べかりし収入」を損害として把握するが、この方法は、人の生命・身体の価値を市場における労働力の交換価値に還元するものであり、収入の多寡によって生命・身体の法的評価が異なるという帰結を招く。

2. 死傷損害説と「状態の保護」

この問題が先鋭的に現れるのが、障がい児死亡の場合における損害賠償額の算定である¹⁴⁾。差額説を貫けば、稼働能力が制限されているとみなさ

11) 石坂音四郎『日本民法第3編 債権総論（上）』（有斐閣、1916年）283頁。

12) 人身損害賠償の領域につき、差額説が前提とする「交換価値」の概念には限界があり、損害を「人間の生活・活動全般のあり様」として把握すべきと説くものとして、住田守道「我が国の慰謝料論の軌跡と課題——人身損害賠償を中心に」大阪市立大学法学雑誌66巻1-2号（2020年）210頁参照。なお、住田によれば、フランス法では、生活活動領域ごとの被害把握という視点が実務において共有され、非財産的損害の法的把握の方法論が確立されているという（同『人身損害賠償法の研究』〔成文堂、2024年〕参照）。

13) 吉村良一『不法行為法〔第6版〕』（有斐閣、2022年）99頁。なお、ドイツにおける差額説の歴史的展開については、櫻見由美子「ドイツにおける損害概念の歴史的展開」金沢法学38巻12号（1996年）218-223頁に詳しい。

14) たとえば、家事従事者の場合には、差額説の困難は非市場労働の評価という技術的問題として現れるのに対し、障がい児の場合には、障がいそれ自体が損害額の低額算定の根拠となり、人間の生命に価値の序列を設けることの当否という規範的問題が正面から問われることになる。年少者の逸失利益を算定する際に男女別賃金統計を用いる場合にも同様の構造があったが、近時の下級審では男女全労働者の平均賃金による算定が採用されており、

れる障がい児の逸失利益は、健常児と比較して著しく低額に算定されることになる¹⁵⁾。西原道雄は、このような逸失利益中心の算定方法が人間を「利益を生み出す道具」のように扱うものであり、その実態は「生命や身体それ自体の侵害に対する救済というよりは死傷を契機とする財産的利益侵害に対する救済」にすぎないと批判した¹⁶⁾。吉村良一もまた、西原の問題提起を踏まえ、人身損害賠償額の算定においては「人間の尊厳や法の下平等」といった規範的要素を考慮した評価が不可欠であると説く¹⁷⁾。

こうした問題意識から、西原は、損害を逸失利益や慰謝料に区分するのではなく、死傷それ自体を一個の損害として把握する死傷損害説を提唱した¹⁸⁾。この説によれば、被害者が健常者であろうと障がい者であろうと、奪われた「生命」の法的評価は等しく、そこに差異を設ける理由はない。本稿が提示する「状態の保護」という枠組みは、この理論的系譜を踏まえつつ、損害額の算定にとどまらず、差止め・削除請求等の非金銭的救済をも含む人格的利益救済の全体構造を統一的に把握しようとするものである。

3. 損害の実体的把握

人格的損害を「価値の減少」ではなく「状態の毀損」として把握し、人格的利益が侵害されたという事実そのものを損害の核心に据えるならば、金銭的救済の機能もまた異なって理解される。そこでの金銭は、失われた価

実務上この問題は解消に向かっている(吉村・前掲注(13)164-166頁参照)。

- 15) 東京地判平成31年3月22日(LEX/DB 25506542)は、重度知的障がい児の死亡事故において、障害者雇用促進法等の法整備を背景に被害者の潜在的稼働能力が将来的に顕在化する蓋然性を認め、一般就労を前提とする平均賃金(19歳まで)を基礎収入として逸失利益を算定した。
- 16) 西原道雄「生命侵害・傷害における損害賠償額」私法27号(1965年)113頁、同「人身事故における損害賠償額の法理」ジュリスト339号(1966年)26頁参照。
- 17) 吉村良一「障害児死亡における損害賠償額の算定について」立命館法学387=388合併号(2019年)548-554頁。
- 18) 西原道雄「損害賠償額の法理」ジュリスト381号(1967年)148-155頁。死傷損害説を含め、侵害された法益の喪失そのものを損害と捉える諸説は「実体的価値説」と呼ばれることもある(吉村・前掲注(13)101頁)。

値の等価物としてではなく、回復不可能な状態毀損を法的に清算するものとして機能する。

死傷損害説は判例に採用されるには至っていないが、従来の損害区分を前提とする判例の立場にも、損害の実体的把握への途を拓く前提的契機を確認することができる。それは、損害把握における主観性からの離脱である。

精神的損害を被害者の主観的苦痛として把握する限り¹⁹⁾、即死事案においては慰謝料請求権の発生を観念できず、結果として「殺したほうが安くつく」という不合理を招きかねない²⁰⁾。最大判昭和42年11月1日（民集21巻9号2249頁）は、この問題に対応し、慰謝料請求権は法益侵害に伴って当然に発生し、相続されると判示した。この判断は、慰謝料請求権の発生根拠が、被害者が苦痛を「感じた」ことではなく、生命が「奪われた」という客観的事実にあることを含意する。

損害把握における主観性からの離脱は、法人の無形損害の承認にも現れる。最判昭和39年1月28日（民集18巻1号136頁）は、主観的苦痛を感じ得ない法人についても、名誉の毀損から生じた損害が民法710条にいう「財産以外の損害」にあたるとして、これを賠償の対象とした。判例が損害を認めたのは、それが心理的感受の問題ではなく、法的に保護された利益の毀損に対する評価だからにほかならない。

これらの判例は、損害を「死傷それ自体」や「侵害それ自体」という実体として把握することを直接に判示したものではない。しかし、損害を被害者の主観的感受から切り離し、法益侵害という客観的事実に基礎づける

19) かつての判例は、精神的損害を被害者の主観的苦痛と結びつけて把握していたと解される。大判昭和2年5月30日新聞2702号5頁は、被害者が「残念残念」と叫びながら死亡した事案において、この言辭が慰謝料請求の意思表示にあたるか否かを問題としたが、被害者の苦痛の発露である言葉に法的意思表示を読み取ろうとした点に、そのような理解が現れている。

20) この理解を貫けば、即死の場合は苦痛を感じる時間がないため慰謝料請求権が発生しないことになり、重傷を負わせて苦しませた場合よりも、即死させた場合のほうが、賠償額が低くなるという逆転現象が生じ得る。

ことによって、侵害された利益の変動そのものを損害概念の中心に据える理論構成を可能にした点で、実体的把握の基盤を形成したといえる。

本稿は、この判例法理と死傷損害説に代表される学說的系譜とを踏まえつつ、人格的損害を「状態の毀損」として把握することを提唱する。損害が被害者の心理的感受ではなく客観的な利益状態の変動²¹⁾として把握されるとき、保護の対象は「苦痛を感じる主体」から「一定の状態にある主体」へと移行する。この構造は、主観的苦痛を観念し得ない場面(即死・法人)のみならず、被害者が現に苦痛を感じている場面においても妥当する。侵害の態様や継続期間といった客観的要素に基づいて損害を類型的に評価する手法は、まさに「状態毀損の法的清算」を具体化するものにほかならない²²⁾。

人格的利益を「状態」と捉える発想に通じる理解は、既存の学説にも見出すことができる。潮見佳男は、自己決定権としての人格権・プライバシーが「私的生活の平穏という個人人格の静的安全の保護のほか、個人人格の動的安全の保護を担うものである」と述べる²³⁾。ここでいう「静的安全」「動的安全」という区分は、人格的利益を一定の「状態」と捉え、その維持・回復を保護の目的とする本稿の理解と親和的である。

21) ここでいう「客観的」とは、物理的・定量的な計測可能性を意味するものではない。あくまでも、被害者の内面に閉ざされた主観的感情と区別され、他者との関係性において間主観的に了解可能な「状態の変化」を指すものである。

22) 交通事故による傷害の慰謝料算定において、入通院期間を基礎とする定額化された基準が実務上確立していることは、この手法の典型例である(日弁連交通事故相談センター本部編『交通事故損害額算定基準——実務運用と解説』〔青本〕、日弁連交通事故センター東京支部編『民事交通事故訴訟 損害賠償額算定基準』〔赤い本〕参照)。名誉毀損やプライバシー侵害においても、侵害態様・公表範囲・被害者の社会的地位等の客観的要素に基づく類型的評価がなされている(西口元=小賀野晶一=眞田範行『名誉毀損の慰謝料算定』〔学陽書房、2015年〕参照)。

23) 潮見佳男『不法行為法Ⅰ〔第2版〕』(信山社、2009年)207頁。潮見はこの指摘を自己決定権としての人格権・プライバシーの文脈で述べるが、静的安全・動的安全という視点は、自己決定権類型にとどまらず人格権保護一般に妥当するものと解される。

4. 金銭的救済の位置づけ

ここで確認すべきは、生命・身体侵害が人格的利益侵害の最も根源的な形態だということである。生命侵害の場合には、差止め等による「状態の回復」は原理的に不可能であり、金銭賠償が唯一の救済手段となる。しかし、この場合における金銭は、状態の回復手段としてではなく、状態毀損を法的に清算するものとして機能する。回復可能な人格的利益の侵害であれ、生命侵害のように回復不可能な侵害であれ、金銭的救済が「状態毀損の法的清算」として機能する点において、人格権法の救済構造は一貫している。これに対し、Ⅲ以下で検討する名誉・プライバシー等の侵害においては、差止め・訂正・削除といった非金銭的救済により「状態の回復」を図ることが可能であり、金銭的救済はこれを補完する役割を担う。もとより、金銭的救済が実務上の量的な中心性を有することは否定し得ないが、本稿の関心は、救済体系全体におけるその機能の位置づけにある。そこで次章では、この「状態の回復」を目的とする非金銭的救済の体系がいかに形成されてきたかを検討する。

Ⅲ. 状態の回復と非金銭的救済

1. 差止請求の法的構造

Ⅱでは、生命侵害のような回復不可能な状態毀損に対し、金銭がその法的清算として機能することを確認した。本章では、名誉・プライバシー・生活環境など、毀損された状態の回復がなお可能である領域を扱う。これらの人格的利益は侵害の継続によって不可逆的変質を受けるため、侵害状態の停止・除去を目的とする非金銭的救済（差止め・謝罪広告・訂正など）が制度的に不可欠となる。人格的利益の保護における「状態の回復」と「金銭賠償」は、2つの異なる救済原理を構成するのである²⁴⁾。本章では、差

24) 河上正二「債権法講義 [各論] [第55回] 一般的不法行為の効果 (その1)」法学セミナー 804号 (2022年) 90頁は、「法的にみて、好ましくない状態が生じた場合、法による対処の

止請求の法的構造を分析し、その展開を名誉毀損・プライバシー・生活妨害の判例を参照しつつ跡付けることで、人格的利益保護の体系がいかに形成されてきたかを明らかにする。

差止請求の理解においてまず手がかりとされるのは、物権的請求権との類比である。物権的請求権は、所有者の排他的支配に対する妨害を排除・予防するための請求権であり、物の帰属秩序の回復を目的とする。その構造は、名誉の毀損や生活環境の破壊など、人格的利益の侵害に対する救済とも一定の類似性を持つ。しかし、人格的利益は物に対する排他的支配を内容とする物権とは性質を異にし、その侵害態様も、情報の拡散・社会的評価の低下²⁵⁾・音響・臭気など多様であるため、物権的請求権の機械的転用には限界がある。こうした限界を踏まえ、判例・学説は人格的利益の保全を主眼とする独自の差止法理を形成する方向へと進む²⁶⁾。

では、排他性を本質とする物権と同列に論じ得ないとすれば、人格権に

仕方は、2通りある。1つは、以前の『あるべき姿に戻す』ことであって、『原状回復』と将来に互って『危険を予防する措置』を講ずることが考えられる。いま1つは、既に発生してしまった『損害を、金銭で填補する』ことで最終的帳尻を合わせるやり方である」と述べる。なお、本稿にいう「状態の回復」は、契約法上の原状回復や損害賠償の方法としての原状回復とは概念の位相を異にする。後者が、侵害がなかったならば存在したであろう状態を「価値」として把握し、金銭または現物によって等価的に再現しようとするものであるのに対し、前者は、損害賠償とは独立の救済原理として、毀損された人格的利益の「存在様式」そのものを直接に回復・維持することを目的とする。

25) 名誉毀損における「社会的評価の低下」という一見客観的な基準も、実際には「一般人の受け止め方」という間主観的判断に依存している。名誉(社会的評価)と名誉感情は、従来「客観/主観」という二項対立で区別されてきたが、本稿の立場からは、両者はいずれも主体の存在様式にかかわる「状態」として把握される。前者は「社会からいかに評価されているか」という状態であり、後者は「自己をいかに評価しているか」という状態である。両者は、主体の存在様式の異なる側面として連続しており、従来の二項対立は相対化される。

26) 人格的利益に基づく差止請求権については、吉田克己『物権法Ⅲ』(信山社、2023年)1716-1777頁参照。吉田は、物権的請求権を超えた差止請求権の確立を説き、「人の法に属する人格権や人格的利益侵害」に対する差止めの意義を強調する。本稿の独自性は、この認識を「状態の保護」という枠組みから理論的に基礎づけ、損害把握における主観性からの離脱を起点として、情報環境における削除請求に至る判例の展開を統一的に説明しようとする点にある。

基づく差止請求は、いかにして正当化されるのか。この点について木村は、わが国の裁判例・学説の詳細な検討を踏まえ、人格権に基づく差止めは「排他的権利」への侵害であるがゆえに認められるのではなく、「個人の尊厳や人格を保護する」という人格権の理念的意義に従って与えられるべきものであると指摘し²⁷⁾、その理解から、人格権は「民法の既存の体系には解消し得ない独立のもの」であり、それゆえ「人身」と「人格」にかかわる法益を包括する「人の法」という新たな構想が必要であると説く²⁸⁾。本稿が提示する「状態の保護」という枠組みは、この「人の法」という構想に立脚し、それを救済構造の次元から具体化しようとするものである。「人の法」が個人の尊厳や人格の保護を理念とする以上、人格権侵害に対する救済は、失われた財産的価値の填補ではなく、人格的状态の回復・維持を目的とするものとして構想されるべきだからである²⁹⁾。

2. 差止めによる状態の回復

わが国の判例において、人格権に基づく差止請求を初めて正面から認めたのは、北方ジャーナル事件判決（最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁）³⁰⁾である。同判決は、「人格権としての名誉権に基づき、加害者に対し、現に行われている侵害行為を排除し、又は将来生ずべき侵害を予防するため、侵害行為の差止めを求めることができる」と判示した。同判決が表現の自由との調整をも重要な課題としつつ、「被害者が重大にして著しく回復困難な損害を被る虞があるとき」を差止めの要件としたことは、名誉毀損

27) 木村・前掲注(5)(二・完)100-101頁。

28) 木村・前掲注(5)(二・完)107頁。広中俊雄『新版民法綱要第1巻』（創文社、2006年）84頁、95頁も同旨。

29) なお、差止請求権の発生根拠をめぐる学説の展開については、吉田・前掲注(26)1716-1731頁参照。本稿が提示する「状態の保護」は、差止請求権がいかなる要件のもとで発生するかという発生根拠論ではなく、差止めを含む人格権法の救済体系が何を目的とするかという目的論に属する。

30) 同判決の分析として、山本敬三「判批」民法判例百選I〔第9版〕（2023年）10-11頁参照。人格権を物権類似の支配権と捉える判例の立場には限界があるとしつつ、憲法上の基本権保護義務から差止請求を基礎づける。

による評価の低下が事後的な金銭賠償では十分に救済されない性質を持つことを前提とするものである。この判示は、差止めによる侵害の予防が「状態の保護」にとって不可欠な救済手段であることを裏づけるものといえる。

名誉毀損に対する非金銭的救済としては、謝罪広告も重要な手段である。最大判昭和31年7月4日(民集10巻7号785頁)は、「単に事態の真相を告白し陳謝の意を表明するに止まる程度のもの」であれば謝罪広告を命じることができるとしつつ、その内容によっては良心の自由を不当に制限する場合があります(これを指摘した³¹⁾)。謝罪広告は、毀損された社会的評価という「状態」を回復するための手段であるが、その実現が加害者の人格的自由との調整を要する点で、差止めとは異なる独自の制約に服する。

プライバシーの領域においても、「状態の保護」という観点は有効である。プライバシーの侵害は、私的領域に属する情報がひとたび公開されることにより、本人の社会的存在のあり方を不可逆的に変容させる。この変容を未然に防ぎ、あるいは拡大を阻止することが、プライバシー領域における「状態の保護」の内実である。石に泳ぐ魚事件判決(最判平成14年9月24日判時1802号60頁)は、小説による名誉・プライバシー等の侵害により「平穏な日常生活や社会生活を送ることが困難となるおそれがある」として出版の差止めを認めたが、平穏な日常生活という「状態」の保護が司法によって認められた事例といえる。

差止めが問題となるのは、名誉やプライバシーの侵害に限られない。生活利益や静穏な環境の侵害など、環境型・生活妨害型の事案では、侵害が継続・反復されることにより、被害者の生活環境という「状態」が継続的に毀損される。この毀損された状態の回復を図るために、差止請求が重要

31) 謝罪広告と良心の自由(憲法19条)の関係については学説上異論があるほか(小泉良幸「判批」憲法判例百選I〔第8版〕(2025年)72-73頁参照)、被告自身の媒体への掲載を命じる場合には代替執行ができず間接強制によらざるを得ないという執行上の課題も指摘されている(河上正二「債権の効力(2)」法学セミナー698号〔2013年〕85頁参照)。もっとも、名誉回復のための「適当な処分」には取消広告・訂正記事等も含まれ、謝罪広告の制約は「状態の回復」という救済目的自体を否定するものではない。

な役割を果たす。もっとも、生活環境にかかわる人格的利益は、一定の相互干渉を不可避とする社会生活の中に位置づけられるため、あらゆる干渉が直ちに違法となるわけではない。そこで、いかなる場合に「状態の保護」が法的に正当化されるかを画定する必要が生じる。この機能を担うのが受忍限度論である³²⁾。受忍限度論は、財産権法における「価値の填補」という交換価値の論理にはなじまない、「状態の保護」に固有の判断枠組みといえる。

たとえば、最判昭和63年12月20日（判時1302号94頁）は、地下鉄車内の商業宣伝放送という「聴覚的平穩」への侵害に対し、放送内容や頻度等を総合考慮し、受忍すべき限度内にあるか否かという基準を用いて差止請求の当否を判断した（結果的に請求は棄却された）。最判平成22年6月29日（判時2089号74頁）も、葬儀場の営業に伴う「視覚的平穩」への侵害に対し、受忍限度論の枠組みを採用して違法性を否定している。これらの判決は、日常生活における平穩な「状態」を人格的利益として承認しつつ、その保護範囲の画定にあたっては、「状態の回復」に固有の調整原理（受忍限度）が不可欠であることを如実に示している。

3. 救済体系の複合的構造

以上を踏まえると、人格的利益に対する救済構造は、次のような複合的構造をなす³³⁾。第一に、生命・身体など絶対的利益³⁴⁾の侵害は、侵害態様

32) 受忍限度論の射程については、原発事故賠償の文脈で活発な議論がある。吉村良一「福島原発事故における被侵害権利・法益」立命館法学401号（2022年）324頁以下は、事故型不法行為において加害行為の公共性を考慮する従来型の受忍限度論が妥当しないことを論じている。

33) このような複合的構造は、差止請求の法的構成をめぐる学説の展開を踏まえたものである。権利説と不法行為説（受忍限度論）の対立を経て、吉村・前掲注（13）131頁は「一定の被害が発生したならばいかなる利益衡量も排斥して差止めを認めるべき場合と、受忍限度判断が必要な場合があるとする複合構造説」を支持し、「生命・身体（健康）への侵害があれば、いかなる利益衡量をも排斥して差止めを認めるべきである」とする。窪田・前掲注（3）456頁も、判例が「権利的構成のような発想を出発点としつつ、差止めという効果の重大性を考慮して、侵害行為の態様についての評価を加えて、差止めが認められるか否かを判断している」と分析する。

34) 生命・身体等の人格的利益が絶対的保護を享受すべき理由について、藤岡康宏＝磯村保

を問わず直ちに違法と評価され、侵害のおそれがある段階では差止めが主たる救済として機能する。第二に、名誉・プライバシー・生活環境の平穩など相対的利益の侵害は、受忍限度論を基礎とした相関的違法性判断により、差止め・謝罪広告・訂正などの適切な救済が選択される³⁵⁾。第三に、金銭的救済はこれら非金銭的救済を補完し、回復不可能な状態毀損の法的清算(Ⅱ参照)としての意義を持つ。こうした救済体系は、人格的利益の侵害に対して「状態の回復」を中核的な目的とし、金銭的救済をその補完として位置づけるものである。

本稿が構想する人格権法は、単なる静態的な権利体系ではなく、新たな利益の承認と救済手段の拡張によって構造的に発展する動態的な体系である。Ⅱで検討した損害概念の転換は、人格的利益の毀損を状態の変化として把握する基盤を確立し、それを前提として本章で論じた差止め・謝罪広告・訂正等の非金銭的救済が「状態の回復」を目的として複合的に構築されている。次章では、この構造が情報環境の変容の中でいかに展開し、新たな問題に対応してきたかを検討する。

Ⅳ. 情報環境と状態の再形成

1. 継続的毀損という問題構造

インターネットの普及は、人格権法の救済構造に新たな課題を突きつけている。ⅡおよびⅢで検討した救済体系は、「状態の回復」を目的とする非

＝浦川道太郎＝松本恒雄『民法Ⅳ 債権各論〔第4版〕』(有斐閣、2019年)291頁は、物権・債権という法律構成ではなく、「人格的利益の帰属主体である『人』そのものの保護の必要性という法律秩序における基本的な価値判断」に求める。

35) 本稿が「絶対的利益」と「相対的利益」を区別するのは、吉村良一『不法行為法〔第6版〕』(有斐閣、2022年)41-42頁に依拠する。吉村は、生命・身体・健康について「人格の存立基盤」であるとし、「これらの利益が侵害された場合は、……侵害行為の態様との相関は不要であるだけでなく、むしろすべきではない」と述べる。同旨の類型論の先駆として、加藤雅信『新民法大系Ⅴ』(有斐閣、2005年)188-189頁参照。

金銭的救済を中核に据え、金銭的救済をその補完として位置づけるものであった。情報環境においても、この基本構造は維持されるが、非金銭的救済の内実は変容を迫られる。本章では、情報の残存・拡散という特性に対応して、「状態の再形成」という独自の救済類型が形成される様相を検討する。

新聞や雑誌による名誉・プライバシー侵害においては、人格的利益の侵害が媒体の発行という一回的な出来事として生じ、時間の経過とともに当該情報へのアクセスは自然に減少する。これに対し、インターネット上の情報は、検索エンジンを通じて容易に見られ、リンクや転載により拡散し、削除されない限り半永久的に残存する。人格的利益の「状態の毀損」は一回的な出来事ではなく、情報の残存と検索可能性を通じて継続的に再生産される。この継続的毀損という構造が、情報環境における救済のあり方を規定する。

従来の差止めは、将来の侵害行為を予防し、または現に行われている侵害を排除するものであった。しかし、情報環境においては、過去に公開された情報が継続的に「状態の毀損」を引き起こす。ここでは、侵害情報の削除という形での「状態の再形成」こそが本質的な救済となる。救済の力点は、「侵害の予防・排除」から「情報の是正」へと移動する。

2. 削除請求における調整原理

最決平成29年1月31日（民集71卷1号63頁）は、検索結果削除請求について、プライバシーに属する事実を公表されない法的利益と検索結果を提供する理由に関する諸事情とを比較衡量し、前者が後者に「優越することが明らかな場合」に削除を認めると判示した。同決定において、このような比較衡量の構造が採用されたことの意義は大きい。プライバシー利益が優越する場合には、削除という「状態の再形成」が認められることを含意するからである。

しかし、状態毀損の継続性を重視する本稿の立場からは、同決定の判断には疑問が残る。第一に、「明らかに優越する場合」という厳格な基準が先

例として固定されると、時間の経過や本人の状況の変化にかかわらず、削除が認められにくくなる。第二に、同決定は、比較衡量の枠組みを採用しつつも、当てはめにおいては犯罪の性質を理由に「今なお公共の利害に関する事項」であることを重視し、本人が社会生活を再建しつつある事情を十分に考慮しなかった。本人が社会生活を再建しつつある段階で、情報の残存がそれを継続的に阻害している場合には、この事情こそが重視されるべきである³⁶⁾。事件が過去のものであっても、情報の残存を通じて状態毀損は継続しうるのであり、情報の公共性のみならず、その残存が本人の存在様式をいかに規定し続けているかが考慮されるべきである³⁷⁾。

これに対し、最判令和4年6月24日(民集76巻5号1170頁)は、ツイートによる逮捕事実の摘示が問題となった事案において、平成29年決定が付した「明らかに」という限定を採用せず、単に利益が「優越する場合」に削除を求めうると判示した。令和4年判決が「明らかに」という限定を外したことは、時間の経過や本人の状況の変化を比較衡量に適切に反映させる途を拓くものであり、「状態の保護」をより実効的なものとする方向への展開として評価することができる³⁸⁾。

同判決において注目すべきは、時間の経過が「状態」の評価に与える影響を明確に認めた点である。逮捕から約8年が経過し、刑の言渡しの効力が失われ、報道記事も削除されていることを考慮して、「本件事実の公共の利害との関わり程度は小さくなってきている」と評価した。草野耕一裁判官の補足意見は、有罪判決を受けた者が「その更生を妨げられることの

36) Iで論じたように、人格的利益の毀損は侵害行為の瞬間に完結するものではなく、時間的に持続する。前掲最判平成6年2月8日が認めた「更生を妨げられない利益」は、この継続的な状態毀損からの保護を含意する。

37) 石井夏生利「判批」メディア判例百選〔第2版〕(2018年)235頁は、時の経過により平穏な生活状況が形成された場合の保護の可否を問題提起する。本稿の枠組みからすれば、この「平穏な生活状況」こそが新たに形成された「状態」であり、保護の対象となる。

38) 同判決が「明らかに」という限定を付さなかった点については、巻美矢紀「判批」法学教室505号(2022年)135頁、村田健介「判批」法学セミナー816号(2023年)57頁、船所寛生「判解」ジュリスト1585号(2023年)109頁等参照。

ない利益」を有することを指摘し、本件においては、実名報道の制裁的機能・社会防衛機能・外的選好機能のいずれも、これを正当化する根拠とはなり得ないと論じている。これは、情報の残存が本人の更生という存在様式の再構築を継続的に阻害しうることを理論的に裏付けるものである³⁹⁾。情報環境においては、保護されるべき「状態」の内実自体が時間とともに変容する。被害者が新たな社会生活を形成しつつあるならば、その「状態」こそが保護の対象となる。この可変性もまた、情報環境における「状態の保護」の特質である。

3. 状態の再形成という救済類型

以上の検討を「状態の保護」という観点から総括すれば、情報環境において「状態の再形成」という救済のあり方が確立されつつあることが確認できる。「状態の回復」が侵害前の状態を参照点としてその復帰を目指すのに対し、「状態の再形成」は、侵害前の状態への復帰が困難であることを前提として、毀損された関係的状态を新たに形成し直すことを目指すものである。情報環境においては、情報の残存・拡散により状態の毀損が継続的に再生産されるため、情報の削除等を通じて、他者との関係において形成される主体の存在様式を新たな状態へと再形成していくことが、救済の内実となる。検索結果削除やSNS投稿削除は、単に侵害を排除するにとどまらず、情報の流通範囲や残存期間に継続的に働きかけるという契機を含む点で、従来の差止めとは異なる性格を有する。

この「再形成」は、表現の自由や知る権利との比較衡量によって画定される相対的なものである。平成29年決定が厳格な基準を採用したのは、情報流通の基盤への制約という性質を考慮したためであった。もっとも、この考慮は比較衡量の一要素として位置づければ足りる。すなわち、その範囲は、人格的利益の毀損の程度、情報の公共性、時間の経過といった諸要

39) 草野補足意見につき、成原慧「判批」法学教室508号（2023年）49頁以下参照。

素の総合的な比較衡量を通じて画定されることとなる。このような調整のあり方は、Ⅲで検討した受忍限度論と通底するものであり、「状態の保護」に内在する調整原理が情報環境においても貫徹していることを示している⁴⁰⁾。

「状態の再形成」の実効性を確保するためには、侵害者の特定も不可欠である。この点に関連して、最判令和2年7月21日(民集74巻4号1407頁)は、著作者人格権に関する事案ではあるが、発信者情報開示の要件解釈において重要な判断を示している。同判決は、他人の写真をリツイートした際にシステム上のトリミングにより著作者名表示が切除された事案につき、リツイート者がプロバイダ責任制限法⁴¹⁾4条1項の「侵害情報の発信者」に該当するとして、発信者情報開示請求を認容した原審の判断を是認した。情報環境においては、情報の拡散が技術的仕組みを介して行われ、侵害の連鎖が生じやすい。同判決がリツイートのような拡散行為をも「発信者」として捕捉したことは、侵害主体の特定なくしては「状態の再形成」もなし得ないという救済構造上の要請に応えるものである。発信者情報開示は、削除請求や損害賠償請求に向けた手続的前提として、救済体系の中に位置づけられる。

V. 結 語

1. 「状態の保護」の救済体系

本稿は、人格権法の救済体系を「状態の保護」という観点から分析して

40) 「状態の再形成」が問題となるのは、名誉・プライバシーの侵害に限られない。近時の裁判例では、SNS上のなりすまし行為について、「他者から見た人格の同一性に関する利益も不法行為法上保護される人格的な利益になり得る」として、その侵害が問題となる事案が現れている(大阪地判平成29年8月30日判時2364号58頁等参照)。他者によって歪められた自己像の是正を求めるこの請求も、本稿の枠組みからは「状態の再形成」の一形態として理解することができる。

41) 正式名称は「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」。

きた。本章では、ⅡからⅣまでの検討を踏まえ、この枠組みが人格権法の全体構造をいかに再構成し、財産権法との対比においていかなる独自性を有するかを明らかにする。

本稿が析出した「状態の保護」は、金銭的救済と非金銭的救済の双方を包摂する。このうち金銭的救済には、回復不可能な状態毀損を法的に清算されたものとして扱う機能がある（Ⅱ参照）。慰謝料請求権は法益侵害に伴って当然に発生し、被害者が苦痛を感じたかどうかを問わないとする判例の立場は、その発生を主観的苦痛から切り離すものであり、「状態毀損の法的清算」という機能を基礎づけるといえる。

これに対して、非金銭的救済は、「状態の回復」と「状態の再形成」の2類型からなる。前者の差止め・謝罪広告等は、毀損された状態を可能な限り回復させることを目的とするものであり、北方ジャーナル事件判決が事前差止めを許容した背景には、名誉権侵害の不可逆性に鑑み、金銭賠償では救済が不十分であるという判断が見て取れる（Ⅲ参照）。後者の「状態の再形成」は、情報の残存・拡散により毀損が継続的に再生産される情報環境において、毀損された関係的状态を新たに形成し直すことを救済の内実とするものである（Ⅳ参照）。

これら3つの救済類型は、侵害された利益の性質と回復の可能性に応じた使い分けられる。生命侵害のように非金銭的救済による回復が不可能な場合には「状態毀損の法的清算」のみが救済となるが、名誉・プライバシー侵害のように状態の回復・再形成が可能な場合であっても、侵害により既に生じた無形損害については「状態毀損の法的清算」による救済が併せて認められる。この構造は、財産権法との対比において明確になる。財産権法においては、救済の対象は「価値」であり、救済の方法は「等価の填補」である。財産的利益は交換価値に還元可能であり、金銭は失われた価値の等価物として機能する。これに対し、人格権法においては、救済の対象は「状態」であり、救済の方法は「状態の回復・再形成」ないし「状態毀損の法的清算」である。人格的利益は交換価値に還元できず、金銭的救済は等

価填補ではなく、状態毀損の法的清算として機能する。もっとも、この対比はあくまでも理念型としての提示であり、財産権法と人格権法の境界に位置する利益類型の検討は今後の課題としたい。

以上の相違を整理すれば、次の表のとおりである。

	財産権法	人格権法
救済の対象	価値	状態
救済の方法	等価の填補／ 帰属・支配の回復	状態の回復・再形成／ 状態毀損の法的清算
金銭の機能	失われた価値の等価物	状態毀損の法的清算

2. 「状態」概念の意義

以上の救済体系を貫くのが「状態の保護」という原理である。では、人格的利益を「価値」ではなく「状態」として把握することには、いかなる意義があるのか。

この問いは、「人の法」と「財の法」とを分かつ価値基盤の違いに深くかかわっている⁴²⁾。両者の違いは、権利の主体と客体という形式的な次元にとどまらず、近代市民法を支えてきた理論的前提そのものに及ぶ。「財の法」が理性による客体の支配とその移転を基軸とするならば、「人の法」はいかなる原理に基づくのか⁴³⁾。この問題は、哲学史において繰り返されて

42) 広中・前掲注 (28) 84頁、95頁は、民法の体系を「財産法と家族法」という伝統的な二分法ではなく、「財の法」と「人の法」という区分で捉え直すことを提唱した。後者には、人格権法、家族法、生活利益法が含まれる。大村敦志は、この構想を受けて、『人の法』という『座』(あるいは『空間』)を観念し、『人格権・人格的利益』をこの『座』の中心に据えた上で、その内容を吟味すべきではないかと問題提起する(大村敦志『人の法』から見た不法行為法の展開 大塚直ほか編『社会の発展と権利の創造』[有斐閣、2012年] 341-342頁)。

43) この問いに対しては、次のような仮説を提示しうる。「財の法」が客体の交換価値の帰属と移転を規律するのに対し、「人の法」は、主体が「いかにあるか」「何をなし得るか」という、人の存在様式を保護対象とする。身体の完全性はその最も基礎的な例であり、注(2)で述べた生命と同様に、主体/客体の二分法を超えた存在様式そのものとして把握される。

きた存在論的・価値論的論争とも無縁ではない。これに正面から答えることは本稿の課題を超えるが、救済構造の分析はその手がかりとなる。「状態」概念は、「財の法」における等価填補とは異なる「人の法」の救済構造を表現し、両者の価値基盤の違いを救済の次元において可視化するものだからである。

ここで「状態」という語を用いるのは、人の存在様式を法的に捕捉するためである。「存在様式」が哲学的概念であるのに対し、「状態」はそれを間主観的に認識可能な法的表現として定式化したものである。その「状態」概念を人格権法の領域で措定したことの意義は、具体的には次の3点に集約される。第一に、救済目的の転換である。人格的利益を主体の「あり方」と捉え直すことにより、救済の目的が「価値の填補」ではなく「毀損された状態の保護」にあることが明確化される。第二に、時間軸の導入である。「状態」は時間的に持続するものであるから、侵害が一回的な出来事ではなく持続する場合、とりわけ情報環境において情報の残存により状態の毀損が継続的に再生産される場合を理論的に捕捉し、それに応じた救済を手当てすることが可能になる。第三に、損害の客観化である。損害を主観的苦痛から切り離し、客観的な利益状態の変動として把握することで、即死事案や法人の無形損害といった、主観的苦痛を観念しがたい局面における理論的困難を解消できる。

3. 課題と展望

本稿の分析には、課題も残されている。「状態」概念は、個別の解釈論上の帰結を直接に導くものではなく、人格権法の救済を方向づける原理的指

本稿が人格的利益を「状態」として把握したのは、この存在様式を、他者との関係において間主観的に認識可能な形で捉えるためである。人格的利益は一時点の市場価値に還元されず、主体が他者との関係の中で自らの生を形成していく可能性にかかわる。この可能性の毀損は、等価物での填補では原理的に回復し得ない。「状態の保護」という救済原理は、この認識から導かれる。本稿の射程は救済構造の分析に限られるが、こうした「人の法」の規範的基礎づけ、および存在様式を支える外的条件の法的保護については、稿を改めたい。

針であるが、その指針として十全に機能し得るよう、より精緻な概念規定が求められる⁴⁴⁾。方法論の面でも、主として判例の分析に依拠したため、人格権の法的性質をめぐる学説の展開との架橋が不可欠である。さらには、「状態の保護」という枠組みが個別の判例をどこまで説明できるかについても、実証的な検証が求められる。

以上の課題を残しつつも、「状態の保護」という枠組みは、本稿が検討した領域を超えて応用しうる豊かな可能性を秘めている。近時の判例の展開は、この可能性を裏づけるものといえる。たとえば、福島原発事故賠償訴訟では、「包括的生活利益としての平穏生活権」の侵害が認められ、「ふるさと喪失損害」という損害項目が独立して肯定されるに至った⁴⁵⁾。そこでは、個別の損害項目を積み上げる従来の方式では捉えきれない「生活の総体としての状態」の毀損が問題となった。仙台高判令和2年3月12日(判時2467号27頁)は、「自然環境的条件と社会環境的条件の総体」を法的保護の対象として承認したが、その判断は、人格的利益を主観的苦痛としてではなく、客観的な生活状態として把握する方向性を示すものといえる。

「状態の保護」という枠組みは、新たな問題領域にも射程を持ちうる。生成AIによるディープフェイクは、本人が発していない言動をあたかも本人のものとして流通させることで、他者から見た人格の同一性を根底から毀損する。ここで侵害されるのは、特定の情報の秘匿ではなく、自己が自

44) たとえば、人格的利益としての「状態」が時間的にいかなる構造を有するのかという問題がある。名誉のように社会的評価として比較的安定した状態と、プライバシーのように情報の流通によって刻々と変容しうる状態とでは、その把握の仕方に差異があり得る。差止請求権を基礎づける理論との関係についても、整理の余地がある。本稿は、人格権侵害に対する差止めを排他的権利侵害の帰結としてではなく、毀損された状態の回復を目的とする救済として把握したが、この理解が、差止請求権の発生根拠をめぐる諸学説といかにか接合しうるかについては、今後も検討を続けたい。

45) 福島原発事故賠償訴訟における損害論の展開については、吉村良一「福島原発事故賠償訴訟における『損害論』の動向(1)(2・完)」立命館法学389号205-254頁、390号(以上、2020年)322-365頁参照。同論文は、仙台高判令和2年3月12日(判時2467号27頁)が「ふるさと喪失損害」を避難慰謝料とは別個の損害項目として承認した意義を分析する。

己として他者に認識されるという存在様式そのものである。故人のデジタルデータについても、死者に帰属すべき「状態」を誰がいかなる範囲で保護しうるかという問いが生じる。生存中に形成されたデジタル上的人格像は、死後も残存し続けることで、故人の「状態」を事後的に変容させ得るからである。一方、過去の犯罪報道のアーカイブ化は、令和4年判決が指摘した「更生を妨げられない利益」との緊張を不可避的に生じさせる。報道時点では公共性を有した情報であっても、アーカイブとして半永久的に検索可能であり続けることは、当事者の「状態」を過去に固定し、その変容を阻害することになりかねない。これらの問題に対し、「状態の保護」の枠組みは、毀損の態様に応じた救済の分節化——回復可能な状態については「状態の回復」を、回復困難であるが再形成可能な状態については「状態の再形成」を、そして回復も再形成も困難な状態については「状態毀損の法的清算」を——という方向性を示唆する。もっとも、これらの具体的な検討は今後の課題である。本稿が提示した「状態の保護」という観点は、情報環境のみならず、より広く「生活世界」そのものの保護が問われる場面においても意義を持ち得るものと考え⁴⁶⁾。

46) 個別の権利侵害へと還元しきれない生活状態の保護という方向性は、地域社会からの排除（いわゆる村八分）に対して「平穏に生活する人格権ないし人格的利益」の侵害を認定した大分地中津支判令和3年5月25日（判時2532号66頁）の判断にも通底する。同判決は、市報の配布や行事への参加、住民との交流といった地域生活の諸要素を総体として捉え、その侵害を認めたものといえる。福島原発事故賠償訴訟とは事案の規模や性質を異にするが、本稿の分析枠組みが災害事例にとどまらない妥当性を有することを示唆している。